

# 令和6年 7月号 | 続谷駐在所だより

## 飲酒運転は犯罪です！！

夏季に入り、会合やバーベキュー等で飲酒をする機会が増えると思います。

車で飲酒の場に行き、「ちょっとくらいなら大丈夫。」「少し寝たし、もう大丈夫。」などと軽い気持ちで運転したいしていませんか？  
『飲んだら乗らない！』を厳守してください。

## 飲酒運転には厳しい罰則が…

### 酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



### [違反点数]

呼気中アルコール濃度  
0.25mg/ℓ以上  
25点

**免許取消し**

欠格期間2年

呼気中アルコール濃度  
0.15mg/ℓ以上  
0.25mg/ℓ未満  
13点

**免許停止**

90日

### 酒酔い運転

5年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金



### [違反点数]

35点

**免許取消し**

欠格期間3年



飲酒運転をしたドライバーだけでなく、その飲酒運転にかかわった次の人も、処罰の対象となります。

- ①車両の提供者…酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれのある者に対して、車両を提供した者
- ②酒類の提供者…飲酒運転をするおそれのある者に対して、酒類を提供した者
- ③車両同乗者……ドライバーが酒気を帯びていることを知りながら、車両に乗せてくれるよう依頼・要求をして、酒酔い運転や酒気帯び運転の車両に同乗した者